

領事出張サービスの実施の案内(タンパベイエリア・オーランド市)

タンパベイエリア及びオーランド市で領事出張サービスを実施致します。領事出張サービスでは事前に申請手続きを行った方への旅券交付、証明の交付、在外選挙登録申請の受付、在留届の受付などを行っております。ご希望の方は以下をご参照下さい。

会場・日時

<タンパベイエリア>

開催日：2017年11月16日(木)(予定)

時間：午前9時～正午まで

場所：*Happy Salmon*

500 Main St, Safety Harbor, FL 34695

<オーランド>

開催日：2017年11月17日(金)(予定)

時間：午前9時～午後12時半迄

場所：*Rosen Plaza Hotel/Jack's Place*

9700 International Drive, Orlando, FL 32819

旅券申請等締切日：2017年11月1日(水)当館必着

※ 締切を過ぎてからの受付はできませんのでご了承下さい。

【申請書入手方法等】

○「旅券発給申請書」は外務省HPから入手することができます。↓

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

○郵送にて当館へ旅券発給申請書を請求する場合は\$2分の切手を貼り、宛先を記入した9×12インチの返信用封筒と申請書請求用紙を当館HPより入手し必要事項を記入して送付して下さい。

○「在外選挙人名簿登録申請書」が必要な方は、当館HPより入手するか出張サービス開催日に会場にてお渡しいたしますので係の者に申し出て下さい。

○証明等の発行をご希望の方は個別に対応しますので証明係までお電話下さい。

【問い合わせ先】

Consulate-General of Japan (在マイアミ日本国総領事館)

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL. 33130

TEL: (305) 530-9090

E-MAIL: ryoji1@mi.mofa.go.jp (パスポート/在外選挙)

ryoji2@mi.mofa.go.jp (各種証明)

WEB SITE: www.miami.us.emb-japan.go.jp/

日本国旅券（パスポート）申請・交付について

○ 領事出張サービスで旅券の更新、新規発給及び記載事項変更を希望される方は、下記A～G（外国名のある方はHまで、外国籍配偶者との間に生まれた未成年の子の旅券申請の場合はIまでを含む）全ての必要書類を、予め在マイアミ総領事館宛てに**2017年11月1日（当館必着）**までに郵送して下さい。締切を過ぎてからの受付はできませんのでご了承下さい。**手数料は同封せず、領事出張サービス当日にお持ち下さい。**

○ 総領事館では、上記郵送による旅券の仮申請に基づき、旅券を作成し、当日、本人確認をさせて頂いた上で旅券を交付いたしますので、**必ず今お持ちの旅券と必要書類のオリジナルをお持ちの上、会場までお越し下さい。**オリジナルの書類が会場で確認できない場合は新旅券を交付できない場合もあります。**また、当日飛び入りでの旅券申請は応じられませんのでご注意下さい。**

【旅券の仮申請に際して、郵送して頂く必要書類】

※20歳未満の申請者は有効期間が10年の旅券は申請できません。

A. 旅券発給申請書 1枚（外務省HP・当館HPから入手可。）

※表の所持人自署と裏面の申請者署名を忘れずに記入して下さい。申請者が未成年者の場合は法定代理人署名も必要です。

※青インクは使用せず、必ず黒インクのペンまたはボールペンを使用して下さい。

※申請書は折り曲げ厳禁ですので、折りたたまずに送付して下さい。

※ダウンロード式申請書をレターサイズで印刷する場合は、印刷の設定にご注意下さい。縮小はせずに片面印刷の上、折らずに送付して下さい。縮小印刷されている場合は再送頂く必要がございます。外務省ホームページのパスポート申請書ダウンロード「よくある質問」→「5 プリンタ、印刷に関する質問」→「Q17」をご参照下さい。

B. [郵送による旅券仮申請を行う際の同意書（PDF）](#)

C. [現在お持ちのパスポートのコピー](#)（写真のあるページと最後の受理番号が書かれたページ、訂正のある方は訂正ページ。）（これまで一度も日本の旅券をお持ちでない方は不要です。）

※オリジナルは当日にご持参下さい（オリジナルを持参しなかった場合、旅券をお渡することはできません）。

D. [戸籍謄本または抄本のコピー](#)（出張サービス開催日より6ヶ月以内に発行されたもの。）

※お持ちの旅券の有効期限が出張サービス開催日の時点で切れておらず、且つ氏名及び本籍地等の身分事項に変更がない方は戸籍謄（抄）本を省略することができます。

※オリジナルは当日にご持参下さい（オリジナルを持参しなかった場合、旅券をお渡することはできません）。

E. [写真 1枚](#)（縦4.5×横3.5cm。2×2inchでも可。）

※写真規格は外務省サイトよりご確認ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

※6ヶ月以内に撮影されたもの。

※顔（顎から頭頂まで）の大きさは3.4 cm、頭上0.4 cmの余白が必要です。

※背景（影を含む）がないもの。

※眼鏡をかけている方は外して下さい。また、髪の毛等で顔のパーツや輪郭が隠れないようにして下さい。

※真正面から撮影され、口角は上げず歯が見えないもの。

※申請書には貼らずに写真の裏に名前を記入して下さい。

F. ① 永住者の方はグリーンカードのコピー（表と裏）

② 学生の方はF1ビザのコピーとI-20フォームのコピー

③ 米国生まれの方は有効な米国旅券のコピー、または米国出生証明書のコピー

④ 長期滞在者はビザのコピー（Jビザをお持ちの方はJビザのコピーとDS2019のコピー）

※オリジナルは当日にご持参下さい（オリジナルを持参しなかった場合、旅券をお渡しすることができません）。

G. 現住所証明資料のコピー（フロリダ州運転免許証や公共料金請求書、賃貸契約書。）

※銀行や保険会社からの手紙は受付できませんのでご了承下さい。

※申請者が未成年者の場合は保護者のIDが必要となります。

※オリジナルは当日にご持参下さい（オリジナルを持参しなかった場合、旅券をお渡しすることはできません）。

H. スペリングを確認できる公的資料のコピー（米国出生証明書や婚姻証明書等。免許証は不可。）

旅券の氏名は戸籍上の氏名をヘボン式で記載します。外国式のスペリング、括弧に入れた別名併記等を希望される方は、申請書裏面のマス目に希望する氏名を記入して、そのスペリングを確認できる公的資料のコピーを送付して下さい。

※オリジナルは当日にご持参下さい（オリジナルを持参しなかった場合、旅券をお渡しすることはできません）。

I. [外国籍親からの同意書](#)（PDF）と外国籍親権者のIDのコピー

申請者が未成年で、両親のどちらかが外国籍である場合、外国籍親権者の同意が必要です。

【手数料】

※領事出張サービス当日にお支払下さい。郵送での受付は致しませんのでご注意ください。

支払方法： Bank Cashier's Check か Postal Money Order

※現金、Personal Check、クレジットカードでのお支払いはできません。

※申請人が複数名いる場合は、合計金額を一枚の Bank Cashier's Check か Postal Money Order でお支払い頂けます。

支払先名：Consulate-General of Japan

10年間有効のパスポート（申請者が20歳以上） \$ 145

5年間有効のパスポート（申請者が12歳以上） \$ 100

5年間有効のパスポート（申請者が12歳未満）	\$ 5 5
記載事項変更のパスポート	\$ 5 5

※当日は必ず申請者本人が出頭し、事前に郵送済書類のオリジナル（旅券等）をご持参下さい。

※小さなお子様（新生児も含む）の旅券申請の場合でも必ず申請者本人が保護者と共に出頭して頂くようお願い致します。

在外選挙人名簿への登録手続き

1 登録資格

(1) 年齢満18歳以上の日本国民の方

（アメリカへの帰化等により日本国籍を失った方は対象になりません。）

(2) 引き続き3ヶ月以上当館の管轄区域（フロリダ州）に住所を有する方

(3) 住民票の転出届を日本の各市区町村の役場に提出されている方

（未提出の方は以下4をご覧ください。）

2 事前連絡

当館のパスポート・在外選挙担当まで選挙登録予定者のお名前、生年月日、及び電話番号を事前にお知らせ下さい。当日、その方の在留届情報を当館より持参します。

3 申請時に持参するもの

(1) 旅券

オリジナルと顔写真があるページのコピー1枚

(2) 3ヶ月以上フロリダ州に住んでいる証明

フロリダ州運転免許証・住宅賃貸仮契約書等のオリジナルとそのコピー1枚

（なお、在留届を3ヶ月以上前に当館へ提出済みの場合、(2)の書類は不要です。）

(3) 在外選挙人名簿登録申請書（当日、会場に持参しますが、以下の総務省ウェブサイトの「在外投票関係書類様式」からダウンロードし、記入したものを当日、お持ちいただくこともできます。）

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/zaigai6.html>。

4 日本国内の住民票の転出届について

フロリダ州に転居し、未だ日本国内の各市区町村の役場に住民票がある方は「転出届に準じる届出」を（住民票がある）各市区町村の役場に提出し削除ができます。

※各市区町村役場の住所及び電話番号は当館でご案内ができますので、電話等でご照会下さい。

(1) 「転出届に準じる届出」に記載する項目

①氏名（戸籍のとおり）

②生年月日（日本の年号で）

③日本国内最終住所（住民票に記載されていた住所）

④転出先（国名・州・都市名等を日本語で記入）

⑤海外への転出年月日（住民票に日付を記録するため日にちまで必要）

⑥海外に同行した家族名・続柄（転出日が異なる場合には個々に記載）

⑦本籍地

⑧署名及び送付日

(2) 届出の方法

以下の2通りの方法があります。

A. 郵便で最終住所地の市区町村の役場に通知する方法

B. 日本国内にいる親戚や友人等に依頼して提出する方法

上記の届出書と共に本人からの委任状を代理人（親族や友人）が提出する。各市区町村の役場により、代理人の身分証明書の提示を求められる場合もあります。

※ 届出の提出に当たっては、国民年金保険や国民年金、また、印鑑登録などの各市区町村の役場の行政サービスが行われないことがありますので、各市区町村役場に直接ご照会下さい。

在留届の手続き

当館に在留届を提出しておられる方は、当館での在外選挙人名簿登録申請手続き等の際に書類を省略することや、邦人保護（事件、事故など）の際に、在留邦人の皆様のご住所の確認や日本におられるご家族の連絡先などの緊急連絡先を確認できるのに役立ちます。

1 在留届の提出義務

外国に住居または居所を定めて3ヶ月以上滞在する人は、旅券法第16条により、その地を管轄する日本国大使館、総領事館等に在留届を速やかに提出するよう義務付けられています。

なお、在留届提出後、転居など、在留届の記載事項が変わった時や帰国する時は、必ず在留届を提出した大使館または総領事館にご連絡下さい。

2 提出方法

在留届は「在留届電子届出システム（ORRネット）」（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）よりオンラインで提出するか、在留届用紙を当館HPより入手し、必要項目を記入したものを直接当館窓口へ持参、郵送、FAXまたはEメールにて提出して下さい。